平成２８年（フ）第４３２５号
大阪府枚方市村野本町30―53　ネオ・シルフィール405、住民票上の住所大阪府枚方市大峰南町33番20号
債務者　南　　康文
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　高敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８２８号
大阪府門真市上島町30番25号　第一市川マンション206号
債務者　河野右脳能力開発センターこと　河野京三
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今吉未穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５５号
大阪市住之江区御崎６丁目１番17号　ローレルハイツ岡本３Ａ、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目５番76号
債務者　明智　　弘
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―727号、前住所大阪府松原市天美南２丁目127番地の１（103号）
債務者　Ｉ　ｔｒｕｓｔこと　磯口　　譲
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　　円
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２８号
京都市山科区西野山百々町227番地の53
債務者　中村　康幸
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　豊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１号
山形市旭が丘６番７号　東根アパート　２号
債務者　森　　智和
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９４号
千葉県山武郡九十九里町不動堂824番地21　ブルームーン101号
債務者　氏川　　風（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９号
千葉県山武郡横芝光町栗山2943番地59
債務者　手代木郁夫
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４号
千葉県山武市和田410番地11
債務者　高柳　矩子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６０８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―20―110
債務者　石山　　健
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目２番地１　高層１号115
債務者　山崎　勝弘
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷３丁目10番14号　鳩ヶ谷荘３号室
債務者　高橋　久江
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
埼玉県上尾市大字上尾下778番地１　グランメールＢ―101、旧住所埼玉県上尾市柏座２丁目12番１号　内田ハイツ105
債務者　熊谷　正弘
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
愛知県半田市住吉町１丁目36番地　フォーブル森206号
債務者　梶川　香織
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目20番地３　スパークルレイ103号室
債務者　成田　正己
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１９７号
埼玉県川口市本前川２丁目26番27号　ＳＴハイムⅡ―202号
債務者　跡部　陽子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係